

仕様書

1 件名

ふくしまてんこもり 2026 に係る一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託（概算契約）

2 業務概要

本業務は、福島区役所（以下、「発注者」という）が指示する収集場所から一般廃棄物及び産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。

3 履行期間

令和 8 年 7 月 29 日（水）～令和 8 年 12 月 4 日（金）

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。

5 業務内容

- (1) 一般廃棄物収集運搬業務委託
別紙 1 「一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書（概算契約）」のとおり
- (2) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託
別紙 2 「産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書（概算契約）」のとおり

6 収集場所

福島公園（大阪市福島区福島 5 丁目 16 番）
詳細は別紙 3 のとおり

7 許認可等

受注者は、令和 7・8・9 年度大阪市入札参加有資格者名簿に 01-16-01（一般廃棄物（収集・運搬））、01-16-03（産業廃棄物（収集・運搬））及び 01-16-04（産業廃棄物（処分））で登録されていなければならない。

8 提出書類

- (1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得る

こと。

- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- (4) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

9 経費及び損害に係る負担区分

- (1) 本業務にかかる費用の一切は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

10 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙４）の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

11 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、又は市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

12 事業中止に伴うキャンセル料

ふくしまてんこもり２０２６が中止の場合、キャンセル料は次のとおりとする。

- (1) 前日までに発注者が受注者に中止連絡をした場合、キャンセル料は発生しないものとする。
- (2) 当日に発注者が受注者に中止連絡をした場合、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。

13 委託契約を解除した場合の収集運搬又は処分されない産業廃棄物の取扱い

- (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬又は処分が未だに完了していないものがあるときは、発注者が別途契約した者が収取運搬及び処分を行うものとする。

イ 上記アの場合、産業廃棄物の引き渡しに協力しなければならない。

- (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

発注者の責めに帰する理由により契約を解除した場合において、受注者のもとに、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、収集運搬及び処分の方法や期限を発注者と協議の上定めることとする。

14 一括再委託等の禁止

- (1) 業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを

再委託することはできない。

- ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等
- イ 一般廃棄物の収集運搬業務
- ウ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（最終処分は除く）

ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

15 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 作業中における物品等の損傷等及び人身事故がないよう十分に注意すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (4) 作業実施中にあたっては、本業務従事者であることが識別できるよう服装を統一し、腕章等を着用すること。

16 担当

福島区役所 企画総務課（企画推進）

住所 大阪市福島区大開 1 丁目 8 番 1 号
(電話番号 06-6464-9908)

(別紙 1) 一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書 (概算契約)

1 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

2 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

3 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。

4 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

100 kg

※上記数量は概算であるため、増減する可能性がある。

(2) 収集場所

福島公園（大阪市福島区福島 5 丁目 16 番）

詳細は別紙 3 のとおり

(3) 収集日時

令和 8 年 11 月 15 日（日）15 時から 16 時、または 16 日（月）10 時から 11 時

※具体的な収集日時については、発注者と事前調整すること。

5 提出書類

受注者は、作業完了後速やかに「計量証明書」を提出すること。

6 使用車両

(1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、発注者が定める提出書類及び必要書類を提出し承認を得なければならない。

(2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出し承認を得なければならない。

(3) 本業務に使用する車両については、車両使用に係る特記仕様書（別添）に適合するものを使用すること。

7 処理施設

(1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として福島区、此花区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。

(2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※１）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※２）
（※１）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。 復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。	
（※２）搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、 福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。	

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

8 自動計量システム IC カード

自動計量システム IC カードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

9 収集運搬量

提出された計量票の写しに記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

10 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業あたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることはないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

11 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

(別紙 2) 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書 (概算契約)

1 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。

2 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

3 排出事業者

本業務における排出事業者は福島区役所とする。

4 履行期間

令和 8 年 7 月 29 日（水）から令和 8 年 12 月 4 日（金）までとする。

5 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬及び処分を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

廃棄物の種類	数量 (kg)
廃プラスチック類	約 80
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	約 10
金属くず	約 30

※上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

福島公園（大阪市福島区福島 5 丁目 16 番）

詳細は別紙 3 のとおり

(3) 収集日時

令和 8 年 11 月 15 日（日）15 時から 16 時、または 16 日（月）10 時から 11 時

※具体的な収集日時については、発注者と事前調整すること。

(4) 処分方法

関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図ること。

6 提出書類

(1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、次に示す事項について別紙 5 に記載すること。

ア 事業の範囲

イ 処分する場所の所在地

ウ 処分方法

エ 施設の処理能力

オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力

7 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙5記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）及び産業廃棄物処分業許可証（以下「許可証」という。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

8 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物を、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

9 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

10 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

11 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。

- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。

13 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

発注者においては計量を実施しないので、収集時に受注者において計量を行うこと。また積み合わせた状態でも、当区の排出量を確認・計算できるのであれば、積み合わせを可能とする。

14 適正処理に必要な情報

- (1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	
産業廃棄物の性状及び荷姿	ゴミ袋（90L）（山積み）
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	
産業廃棄物が廃パーソナルコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950 号に規定する有害物質（鉛等 6 物質）の含有マーク表示に関する事項	
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	
第 1 種指定化学物質の有無、産業廃棄物に含まれ、又は付着している第 1 種指定化学物質の名称及び量又は割合	
その他取扱いの注意事項	

- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

15 その他

本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とし、車両使用に係る特記仕様書（別添）に適合するものを使用すること。

収集場所

福島公園（大阪市福島区福島 5 丁目 16 番）（詳細は図面のとおり）



概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量の単価に乗じて算出すること。なお、この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

本項目は契約後記入とする。

別紙 5

1 収集運搬に関する事業範囲

(積込み場所)

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

(積下ろし場所)

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業範囲：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：_____

許可の有効期限：_____

事業区分：_____

産業廃棄物の種類：_____

許可の条件：_____

許可番号：_____

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事業場の名称 : _____

所在地 : _____

処分又は再生の方法 : _____

施設の処理能力 : _____

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。
（前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要）

最終処分先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先の 番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市福島区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市福島区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：０６－６６１５－７９６５